

市役所での 市民税・県民税申告についてお願い



申告書はできるだけ郵送での提出にご協力ください。

市役所の申告会場で申告を希望される方は予約が必要です。

申告には便利な住民税額シミュレーションシステムをご利用ください。

(詳しくは11ページの「戸田まちかど探検」をチェック!)

問い合わせ 市民税課(内線220)



市役所会場

とき 2月17日(月)～3月17日(月)

ところ 市役所5階 大会議室

予約方法

1. インターネット予約

予約受付期間：1月16日(木) 午前8時30分～3月17日(月)

※3月17日(月)のみ午後3時まで

※メンテナンスにより予約サイトにアクセスできない場合があります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください



申告や予約について
詳しくはこちら

2. 電話予約

予約受付期間：1月23日(木)～3月17日(月)

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

※3月17日(月)のみ午後3時まで

予約受付専用電話番号：048-291-9804

市役所会場で受け付ける所得税の申告(確定申告)は、一部の簡易的なものに限ります。市ホームページで事前にご確認の上、ご予約ください。

税務署会場

西川口
税務署から
お知らせ

確定申告期間中の税務署での申告相談は、入場整理券が必要です。

LINEによる入場整理券のオンライン事前発行を受けた上で確定申告会場へお越しください。

【開設期間】

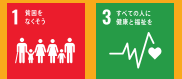
2月17日(月)～3月17日(月) ※左記期間以外は確定申告会場はありません

【問い合わせ】

西川口税務署 048-253-4061(代表)

生活に
お困りの方へ

さまざまな **支援** があります



市では、生活にお困りの方向けに各種支援を実施しています。お気軽にご相談ください。



生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮している方にとっての「第2のセーフティネット」として、さまざまな課題に対して包括的な支援を行うことにより、自立を支援する制度です。



問い合わせ 生活自立相談センター 432-7321

自立相談支援事業

生活や仕事などの悩みに一緒に向き合い、解決に向けてサポートします。

就労準備支援事業

就労が困難な方に対して、一般就労に向けた基礎能力を養いつつ、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

家計改善支援事業

家計の「見える化」や借金など家計が苦しくなる根本的な課題を把握し、支援を行います。

住居確保給付金

離職などで住居を失った方、または失う恐れの高い方へ、就職活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。
※支給上限あり

生活保護制度

病気やけがなどで働けず収入が減り、生活に困っている方に対して、最低限度の保障をするとともに、自力で暮らしを営めるよう支援する制度です。

問い合わせ 生活支援課(内線240)

保護が受けられる場合(収入が最低生活費に満たないとき)

| | |
|-------------------------------------|------------------|
| 最低生活費 年齢や世帯の人数などにより計算された1カ月分の生活費 | |
| 収入 就労収入、年金、親族からの援助など | 生活保護費 不足する生活費 |
| 不足分を支給します | |



詳しくは
市ホームページへ

どこに相談してよいか分からないときは福祉総合相談窓口へ

どこに相談してよいか分からない福祉の困り事について、専門のスタッフが相談を受け、相談内容に応じたサポートや適切な関係機関へつなぎます。



問い合わせ 福祉総合相談窓口 446-7838